

# 事業系一般廃棄物の処理方法

リサイクルできない事業系一般廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理してください。

## 事業系ごみを家庭ごみとして出すことは出来ません!!!

市が収集するのは、家庭の日常生活から出るごみだけです。事業系ごみは規模にかかわらず必ず事業者の責任で適正に処理してください。

事業ごみを地域のごみステーションへ排出するのはルール違反です。



## ごみの不法投棄は犯罪です!!!

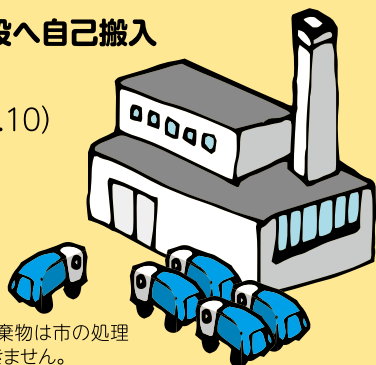
ごみをみだりに投棄すると、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下)又は併科に処せられます。



事業系一般廃棄物の処理方法は、以下のいずれかによります。

### ●市の処理施設へ自己搬入

下関市の  
処理施設 (P.10)



※特別管理一般廃棄物は市の処理施設では受入できません。

### ●一般廃棄物収集運搬許可業者等に依頼

一般廃棄物収集運搬許可業者 (P.11)  
再生輸送業個別指定業者 (P.11)

